令和８年度
知立市教育委員会
点検・評価結果報告書

【令和７年度実施事業】

令和８年１０月

知立市教育委員会

目　次

１　点検・評価制度導入の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　今年度の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　点検・評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（１）　対象事務事業の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）　評価の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４　点検・評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（１）　評価結果の集計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（２）　評価結果の分析（ギャップ分析）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）　評価結果一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
５　学識経験者による評価・評価結果に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
６　参考資料（事務事業評価シート様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

1　点検・評価制度導入の背景と目的

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものです。

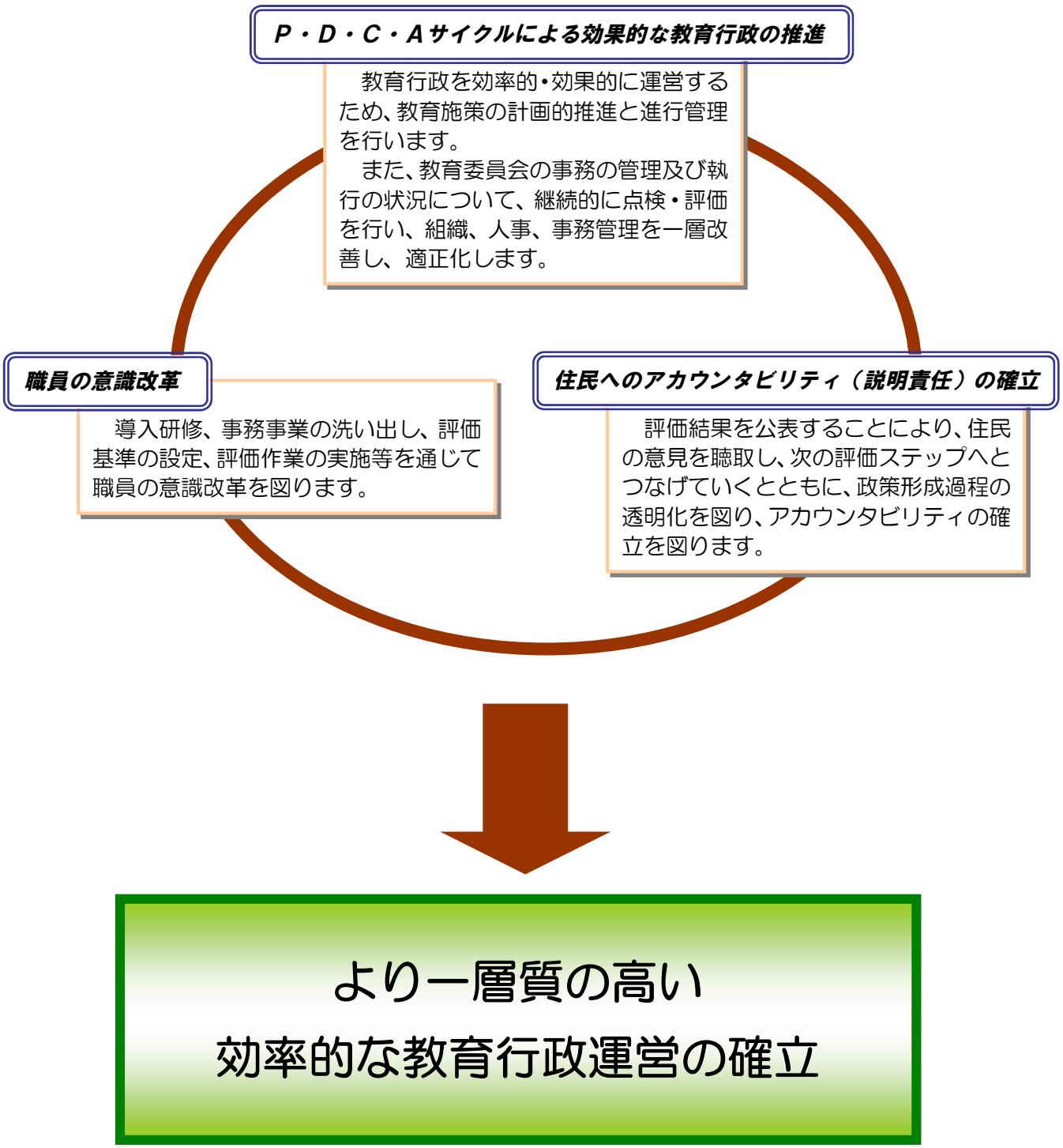
このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会が自ら事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

このようなことから、平成 19 年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の一部改正において、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施することが義務づけられました（地教行法第 26 条）。また、この点検・評価は、教育行政の基本的な方針等と同様に、教育長に委任せず、教育委員会が管理･執行しなければならない事務として位置づけられました（地教行法第２５条第２項）。

さらに、評価の結果を議会に提出し、公表しなければならないこととされたことにより、住民の代表である議会において、教育委員会の点検・評価に対する評価がなされるとともに、地域住民への説明責任を果たすことになります。

これまで、知立市教育委員会では、知立市行政が平成 16 年度から導入している行政評価制度に基づき、点検・評価を実施してきました。しかし、地教行法の改正により、教育委員会事務の管理及び執行状況について点検・評価が義務づけられたことから、知立市教育委員会においても、平成 27 年度から教育委員会独自の点検・評価制度を実施しています。

【点検・評価導入の目的】



より一層質の高い
効率的な教育行政運営の確立

２　今年度の取り組み

令和８年度におけるこれまでの取り組みは、次のとおりです。

実施時期	実施内容
４月中旬～５月下旬	・各課による評価作業の実施 （担当者による１次評価の実施） （課長等による２次評価の実施）
５月下旬～６月中旬	・評価結果の集計作業 ・評価シートの点検・添削 ・各課による評価シート記載内容の見直し作業
６月中旬～７月中旬	・教育委員会に報告 ・記入済み評価シートの内容点検 ・外部評価用資料作成
７月中旬～９月上旬	・学識経験者による外部評価の実施
９月上旬～９月下旬	・外部評価結果に対する対応の作成
１０月上旬	・教育委員会に報告
１０月中旬～	・結果報告書作成、公表

３　点検・評価の概要

（１）　対象事務事業の選定

令和７年度に知立市教育委員会が行ったすべての事務事業の把握を図り、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく事務の点検・評価制度のために、各課で管理しているすべての事務事業の洗い出し作業を実施しました。

【評価対象事業の選定基準】

この評価は、事務事業を対象とした事後評価ですので、前年度の事務事業を対象に、次の基準により、評価対象事業を選定しました。

（１）　前年度の予算書に掲載されている事務事業とする。
（２）　同一予算要求であっても、対象と目的が違うものは区分する。
（３）　歳出補助金は、１事務事業とする（ただし、団体に対する補助金は除く）。
（４）　次に該当するものは除く。
　　①　単なる事務費など評価を実施する実益がないもの
　　②　議員及び各種行政委員会の報酬等、法令外負担金

※　上記の（１）から（３）までに該当しない事業、又は、（４）に該当する事業であっても、住民への公表や説明責任（アカウンタビリティー）を全うするなどの意味で必要とされるものは、評価対象としています。

（２）　評価の実施方法

１次評価は主管課（主担当者が記入、係長が確認）が行い、２次評価者は所管課長が行いました。また、点検評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する外部の方のご意見をお聞きする機会を設けています。

【１次評価者と２次評価者】

１次評価者	主担当者が記入、係長が確認
２次評価者	所管課長

【評価対象事業の分類】

事業区分	説明
１　ソフト事業	建設や整備の事業を除く自主事業
２　ハード事業	住民利用施設等の建設、道路や公園等の面整備
３　経常的事務事業	法により定められた事業や定型的業務
４　施設の維持管理	市有施設等の管理・運営
５　補助金・負担金・支援	団体等に対する負担金の支出・補助金の交付等、各種支援により間接的に住民サービスを提供する事務事業
６　内部管理事務・その他	内部管理事務。また、直接住民を対象にしない事務

【公的関与のあり方に関する点検指針（妥当性チェック）】

事務事業の性質		留意点	濃：公 淡：民
1	法律で実施が義務づけられている事務事業	※ここを選んだ場合は、事業区分は「3」（経常的事務事業）にチェックとなることが多く、また、法的根拠は必ず入力することになります。	
2	受益の範囲が不特定多数の住民におよび、サービス対価の徴収ができない事務事業	※内部管理事務等の場合は、ここを選ぶことが多くなります。	
3	住民が社会生活を営む上で必要な生活環境水準の確保を目的とした事務事業	※水道、下水道、道路等社会資本整備や防災無線の整備等に関わるものは、ここを選ぶことが多くなります。	
4	住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業	※相談業務、健診、公害防止の指導等は、ここを選ぶことが多くなります。	
5	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網を整備する事務事業	※「社会的・経済的弱者」に着目した事業はここを選ぶことが多くなります。 生活保護や障がいのある高齢者支援等は、ここに該当しますが、児童手当支給等の給付事業は、ここに該当しません。	
6	住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではそのすべてを負担しきれず、これを補完する事務事業	※文化施設、生涯学習施設の建設や管理運営は、ここを選ぶことが多くなります。	
7	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業	※公営住宅の建設や管理、駐車・駐輪場の整備・運営、公立病院の運営等は、ここを選ぶことが多くなります。	
8	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業	※交流事業、生涯学習事業、広報事業、宣伝事業、祭り、イベント等は、ここを選ぶことが多くなります。	
9	特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業	※補助・負担・支援等は、ここを選ぶことが多くなります。	

■　評価の基準

一般的に事務事業評価の個別評価は、定量的と定性的に行う手法があり、定量的な手法としては、序数化と数値化、定性的な手法としては文章化があります。以下は、最も多くみられる序数化の手法で、主観的な判断で評価する手法です。この場合、評価主体の主観的な判断を、論理的に説明できることを強調する手法で、なぜそのような評価結果になったのかを明確に説明するため評価基準の設定が重要となってきます。

【個別評価と総合評価の評価基準】

評価基準		高 ⟷ 低			
個別評価	必要性	4	3	2	1
	有効性	4	3	2	1
	達成度	4	3	2	1
	効率性	4	3	2	1

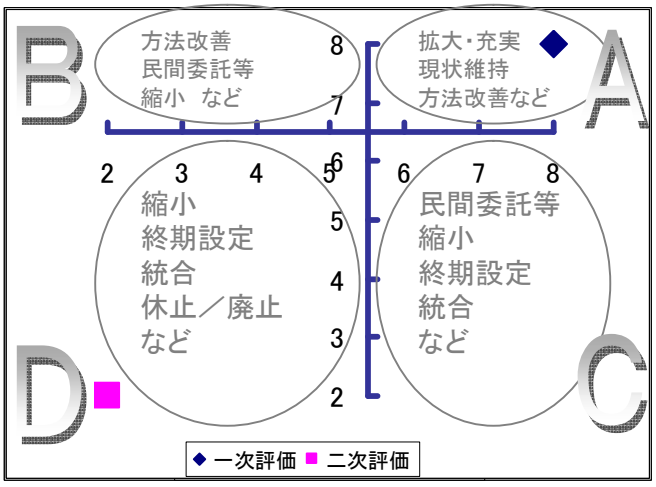
総合評価	A	B	C	D

必要性：事業目的はニーズに裏付けられているか
有効性：事業は所期の効果をもたらしたか、施策との関係で合理的な手段となっているか
達成度：当初の目的を達成したか
効率性：事業のコストは効果との関係で適正か

今回実施した点検・評価では次のような評価基準を用いています。

総合評価（A～D）の形成手法は、必要性＋有効性の合計と、達成度＋効率性の合計をＸＹ軸座標に落とし、認識閾の設定（４つの個別評価基準で、何に重きを置くか）によってできる４象限のグループ化分析を行います。これは、例えば、個別評価で（３　３　３　３）という評価結果がみられた場合、認識閾を設定すると、必要性＋有効性＝６、達成度＋効率性＝６で、次表にあてはめると総合評価は「Ｃ」と判定され、職員の説明力を十分必要とし、認識閾を共通の価値観として設定することで住民へのアカウンタビリティを重視する手法となっています。

【認識閾設定による総合評価の形成手法】



【チェック項目】

評価項目	視点
必要性	１．市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は少ない。 ２．厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性がない。 ３．住民満足度の向上のために、現在の手段、方法等の改善の余地がある。 ４．住民ニーズの低下がみられる。または、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。
有効性	１．施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。 ２．事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。 ３．市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。 ４．事業の継続をしても成果の向上が期待できない。
達成度	１．目標設定に対して進捗状況が劣っている。 ２．目標設定に対して成果があまり上がっていない。 ３．目標設定に対して概ね目標を達成している。 ４．目標設定に対して十分に目標を達成している。
効率性	１．効果に比べてコストが高い。 ２．他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。 ３．予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。 ４．電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。

４　点検・事業評価結果

（１）　評価結果の集計

評価シートの作成件数は、計 12 件でした（→主な評価結果は、次ページ以降参照）。

また、１次・２次の評価結果（事業区分、公的関与、総合評価、今後の方向性）は、次のとおりとなっています。

事業区分は、「1 ソフト事業」が7件、「2 ハード事業」が0件、「3 経常的事務事業」が1件、「4 施設の維持管理」が3件、「5 補助金・負担金・支援」が1件、「6 内部管理事務・その他」が0件でした。

公的関与は、教育委員会の関与の度合が高い「１～４」は４件、教育委員会の関与の度合いが比較的低い「５～７」は４件、民間関与の度合が高い「８・９」は４件でした。

１次評価における総合評価「A」は１０件、「B」は２件、「C」は0件、「D」は0件で、２次評価における総合評価「A」は１１件、「B」は１件、「C」は0件、「D」は0件でした。

１次評価における今後の方向性では、「拡大・充実」が８件、「現状維持」が４件、（「方法改善」、「民間委託等」、「縮小」、「統合/終期設定」「廃止/休止」、は0件）で、２次評価における今後の方向性では、「拡大・充実」が１１件、「現状維持」が１件、（「方法改善」、「民間委託等」、「縮小」、「統合/終期設定」、「廃止/休止」は0件）でした。

（２）　評価結果の分析（ギャップ分析）

１次・２次で総合評価が同じ事務事業は１１件で全体の91.7%で、総合評価が異なる事務事業は１件でした。

【総合評価における１次と２次のギャップ分析表】

		２次総合評価				
		A	B	C	D	総計
１次総合評価	A	10				10
	B	1	1			2
	C					0
	D					0
	総計	11	1	0	0	12

ギャップ分析の結果、１次・２次で今後の方向性が同じ事務事業は９件で、全体の75%でした。

【今後の方向性における１次と２次のギャップ分析表】

		２次今後の方向性							
		拡大・充実	現状維持	方法改善	民間委託等	縮小	統合/終期設定	廃止/休止	総計
１次今後の方向性	拡大・充実	８							８
	現状維持	３	１						４
	方法改善								
	民間委託等								
	縮小								
	統合/終期設定								
	廃止/休止								
	総計	１１	１						12

この結果を総括すると、事務事業の実施状況を評価する総合評価、今後の方向性ともに、１次と２次で大きくギャップを伴う事務事業は、ありませんでした。

１次評価と２次評価で同一の評価がなされていない事務事業については、課内において、事務事業の課題や改善策について共通認識が図られていないことも、その一因と考えられます。１次と２次でなぜ評価結果が異なったのかを１次評価者へフィードバックするとともに、課内において、事務事業の課題や今後の改善策について認識を共有することで、今後の事務事業の運営に反映していきます。

（3） 評価結果一覧

Ｎｏ.	事業番号	事務事業名	公的関与	課名	係名	１次総合評価	２次総合評価	１次方向性	２次方向性	当面の課題	改革計画	２次評価での指摘事項
001	001	学校保全事業	2	教育庶務課	教育庶務係	B	A	拡大・充実	拡大・充実	全体計画の期間が長期にわたり、校舎によっては改修が 10 年以上先となるなど、事業完了までのタイムラグが大きな課題となっている。	限られた予算枠を最大限に活用するため、全校を対象としたヒアリングや実態調査を徹底し、安全面や教育活動への影響度に基づき、緊急性の高い不具合から優先的に対応を図る。	小中学校の施設の多くは、建築後 40 年以上経過しており、校舎の大規模改修工事を竜北中、南中学校、長寿命化改良工事を知立小、令和６から７年度で猿渡小を実施した。しかし、全体計画が長期にわたり、文部科学省が推奨する長寿命化工事後 30 年対象施設を使用することが難しい状況である。 国庫補助を活用し、ランニングコストを抑えつつ確実に、学校運営に影響がでないように引き続き努めたい。
001	002	学校情報機器管理事業	2	教育庶務課	教育庶務係	A	A	拡大・充実	拡大・充実	GIGA スクール構想第２期に対応した機器更新及び ICT 活用のさらなる推進を図るとともに、情報セキュリティ対策を継続し、安全かつ安定した教育環境を維持する必要がある。	計画的な機器更新を実施するとともに、ICT 支援員による支援及び教職員研修を継続し、ICT 活用の定着を図る。また、校務支援システムの適切な運用及び情報セキュリティ対策を推進する。	国の GIGA スクール構想の実現に向け、小中学校の児童生徒に１人１台のタブレット端末が配備され令和７年度は５年目を迎えた。また、自宅への持ち帰りやＩＣＴ支援員による教職員に対する支援を継続しており、学校でのタブレットの活用も進んでいる。また、情報教育推進研究会においてタブレットを活用した授業等を研究し、情報を全体で共有している。今後の課題として、GIGA スクール構想第２期への移行、CBT 化（文部科学省 MEXCBT）への対応、校務 DX やアクセス制御の強化などあり、取り組む必要がある。

Ｎｏ.	事業番号	事務事業名	公的関与	課名	係名	１次総合評価	２次総合評価	１次方向性	２次方向性	当面の課題	改革計画	２次評価での指摘事項
002	003	学校給食センター施設整備事業	2	教育庶務課	学校給食係	A	A	拡大・充実	拡大・充実	建設当時に導入した大型調理機器や設備の老朽化が一斉に進んでいる。給食提供中止とならないよう、計画的に工事を行えるよう、予算を確保することが課題である。	公共施設等総合管理計画や、各種管理委託業務業者からの報告などにより、更新する必要のある設備や機器の工事を計画的に行う。	給食センターは、平成 21 年 9 月に移転新築後 17 年経過し、更新する必要のある設備や機器の修繕・工事等を実施している。市内の小中学校全ての給食を供給する施設であり、給食を止めることはあってはならないという認識で計画的に行っています。また、令和 6 年度は公共下水道の接続、施設照明の LED 化をリースにより実施しました。令和 7 年度は、調理備品である自動フライヤーの更新し安全に使用できる状況としました。衛生的かつ安全な状態で給食が提供できるよう計画を行えるよう予算を確保していく。
003	004	就学援助事業	5	学校教育課	学校教育係	A	A	拡大・充実	拡大・充実	認定に伴う証拠書類の提出など、不明瞭な部分がある点。	過去の事案等から、改善点を研究していく。	申請を受けた家庭に対して、支給をきちんと実施することができた。子育て世代の経済的負担を軽減する大切な事業の一つであり、今後も周知について徹底できるよう心がけていきたい。市内小学校と連携し、周知する機会をさらに増やしていくように研究していく。
003	005	コミュニティ・スクール推進事業	1	学校教育課	学校教育係	A	A	現状維持	拡大・充実	学校と地域との協働の促進。学校運営協議会と地域学校協働本部との連携体制の確立。	始まったばかりの制度なので、各学校で実際に学校運営協議会を開催したり、地域学校協働本部との連携を図ったりする中で、うまくいくこと、いかないことを洗い出し、改善計画を立てる。	市内全小中学校全 10 校に学校運営協議会を設置することができた。新しい取り組みであることや各小中学校によって今までの学校や PTA、各組織と関係性や地域とのつながりなどがあるため、特色を生かした取り組みを試行錯誤しながら築いていく必要がある。成果と課題を把握しながら、コミュニティ・スクールとしてより児童生徒、地域にとって有益な取り組みに発展させていきたい。

Ｎｏ.	事業番号	事務事業名	公的関与	課名	係名	１次総合評価	２次総合評価	１次方向性	２次方向性	当面の課題	改革計画	２次評価での指摘事項
004	006	社会教育事業	8	生涯学習スポーツ課	生涯学習係	A	A	拡大・充実	拡大・充実	子ども若者向けに公民館の一室が解放されていて、利用できるということの認知が不足している。 利用者の定着を図るための仕組みができていない。また、利用者の定着のためには、人の配置が必要か、魅力のある場であればよいのかの見極めが必要。	広報ちりゅうやインスタグラム等を活用し、広報する。また、中央公民館ロビーにもチラシを設置し、既存の公民館利用者にも利用してもらうよう働きかける。 魅力のある場とするために、設備や備品等の充足を図る。 利用者の定着ができたら、アンケート調査を行い、利用者のニーズを把握する。	子ども・若者の居場所づくりとして、中央公民館の空き部屋を利用して始めた事業である。初年度は周知不足によりなかなか利用が進まなかったが、広報やHPでのPRに加え、生涯学習係の公式インスタグラムも開設し周知を図り、利用者数の向上に努める。
004	007	公民館管理運営事業	8	生涯学習スポーツ課	生涯学習係	A	A	拡大・充実	拡大・充実	人気が高い講座であるため、定員を多く超える申し込みがあり、未だ参加できていない市民もいることから、多くの方が参加できるような工夫が必要である。	講座未受講者を優先に抽選を行うようにし、多くの方が経験できるような環境としていきたい。	前期後期ともに定員２０名のところ 100 名超の申し込み件数があり人気の高さがうかがえる。この講座の参加をきっかけに、ほかの講座に興味を持ってもらい生涯学習へのきっかけづくりにもつなげていきたい。
005	008	スポーツ振興事業	8	生涯学習スポーツ課	スポーツ振興係	B	B	拡大・充実	拡大・充実	部活動の地域移行・展開を進めていくが、好きなスポーツを一生涯続けられる契機を損なわないようなソフト・ハード両面の整備。 普段、運動機会のない市民へ＜やりたい＞欲を掻き立てられるスポーツイベントの展開。 老若男女誰でも気軽に参加できるニュースポーツの、今後の展開方法。	市連携企業との新たなイベントの構築ならびに既存イベントの質の向上を進めていく。	プロチームや、企業チームなどとの連携企画やイベントなどを行い、普段スポーツに触れることが少ない世代にも参加を促すことができてきた、今後は PR 方法などを工夫し、広く市民の皆様に気軽にスポーツを体験できる機会の充実を図っていきたい。
005	009	市民体育館管理運営事業	6	生涯学習スポーツ課	スポーツ振興係	A	A	拡大・充実	拡大・充実	老朽化により毎年、必要な工事をする箇所があるが、財源の確保が課題である。	老朽化により修繕が必要な場所が多いため、安全性等踏まえた優先順位をつけて対応する。	老朽化した施設を安全に運営するためには、定期的なメンテナンスや、計画的な補修工事が必要である。令和８年度にはアリーナ西側トイレの洋式化工事を行い、施設を快適に利用できる整備を行った。今後も利用者からの施設への要望をふまえ、設備及び施設改修等を行い、市民の利便性向上を図っていく。

Ｎｏ.	事業番号	事務事業名	公的関与	課名	係名	１次総合評価	２次総合評価	１次方向性	２次方向性	当面の課題	改革計画	２次評価での指摘事項
006	010	資料館管理運営事業	6	文化課	文化振興係	A	A	現状維持	拡大・充実	リニューアルしたジオラマの内容と連動するよう、常設展の内容の刷新が必要である。また、収蔵資料を適切に管理・保管するための台帳および環境の整備を行うこと。	ジオラマの周知・活用を行うとともに、収蔵資料の管理状態を把握し、適切な保存のための処理を随時行う。	ジオラマのリニューアルにより来場者が増加していることから、市民の関心度が高まっていると思われる。継続してジオラマとの連携事業を検討するとともに、関心度の高い常設展、企画展などについて検討を行いたい。 また、収蔵資料については、継続して適切な管理に努めたい。
006	011	文化活動推進事業	8	文化課	文化振興係	A	A	現状維持	拡大・充実	文化事業を担う文化協会の会員の高齢化による活動の担い手が不足している。また、物価高騰による影響が表れはじめている。小中学生百人一首大会は参加のしやすい大会とすることが課題	（文化協会）部会の拡大等による会員の確保、運営の検討 （百人一首）外部意見の取り入れ	文化協会関係者の高齢化などが進む中、市民に向けた文化事業が継続して実施できるよう文化協会への支援や連携を図りながら文化振興に努めたい。 また、施設の老朽化も進んでおり、活動しやすい施設整備についても努めたい。
007	012	図書館管理運営事業	6	文化課	図書係	A	A	現状維持	現状維持	図書館の利用者、貸出数は前年に比べ増加しているが、電子図書館の貸出数は学校連携のＩＤ一斉付与導入初年度(令和６年度)に比べ減少している。紙の書籍と電子書籍のバランスも検討しながら資料を整備し、図書館・電子図書館の利用促進の取組を継続的に行う必要がある。電子図書館未利用者も多いため、電子図書館を知って利用してもらうための取組や利用しやすいコンテンツの整備が必要。	電子図書館の利用促進のため、人気のあるコンテンツのシリーズや多人数で利用できる同時アクセス可能なコンテンツ、外国語のコンテンツ等を拡充するとともに、時節に合わせた特集等を行う。併せて、わかりやすい電子図書館の利用案内や図書館内で電子図書の紹介・講座を行うなど、広報やSNS等を活用した電子図書館のPRに取り組む。	図書の貸出数は前年度より増加しており、また、市内の登録数についても増加していることから、継続して様々な企画などを実施し、関心度を高めるなど図書館の利用促進に努めたい。 電子図書館の利用者数と貸出数が減少しているため、電子図書館のＰＲ、啓発が必要と思われる。

５　学識経験者による評価・評価結果に対する対応

教育委員会が実施した事務事業の自己評価結果について客観性を確保するため、地教行法第 26 条第２項に基づき、教育に関し学識経験を有する外部の方のご意見をお聞きする機会を設けています。今年度は 12 事業についてご意見を伺いました。

※　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第26条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第３項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

知立市教育委員会外部評価委員（敬称略）

寺田　安孝	愛知教育大学　理事・副学長
石川　徹彦	元公立小中学校長
野村　智之	元小中学校PTA連絡協議会長

001-001．学校保全事業（教育庶務課）

・学校校舎の長寿命化工事は、建物そのものの寿命を延ばすことによって、維持管理に必要な費用負担の平準化を目的として行われるものです。一方、現状の建物を最新の建築基準に合わせる上での法的な制約や、当該の構造体をどの範囲まで改修するべきかなどといった物理的な制約、並びに工事期間中の児童生徒の安全確保及び授業スペースの確保など、管理運営上の多くの課題を抱えていると聞いています。学校施設・設備の老朽化が全国的にも一斉に進む中、多くの自治体において、改修工事の予算が限られていたり、専門知識を持つ技術者が不足していたりするなどの様々な事情が、工事のボトルネックになっているとも聞いています。

数多くの制約要因がある中で、知立市は、長寿命化工事をより効果的に進めるために、国庫補助を活用しながら施設改修に取り組むとともに、照明施設のLED化などの工夫を積極的に取り組むことによってランニングコストを抑えられるよう努力していることは高く評価されます。また、中長期的視点から将来改修が必要となる可能性のある施設・設備についても、今のうちからきめ細やかに対応することによって、施設そのものの寿命を効果的に伸ばすとともに、市単独費の歳出軽減などの独自の対応にも取り組んでいる点なども評価されます。

今後の課題としては、評価の中でも指摘されているとおり、工事計画が今後長期に渡るものであることから、国庫補助のさらなる有効活用を図ることや、可能な限り学校運営に支障をきたさないよう一層の工夫が求められることなどがあげられると思います。学校校舎を引き続き有効に活用するためにも、計画的な改修工事に努めるとともに、建て替え時期の集中をできるだけ防ぐなど、工事計画上の配慮も必要となります。さらに、教育のデジタル化にも適切に対応できるよう、たとえばオープンスペースを含む校舎空間の再編などといった将来の教育水準を見据えたアップデートについても、必要に応じて検討していく必要があるものと思われます。

・学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であることからも、老朽化に伴う校舎長寿命化改良工事については計画的に進められなければなりません。（令和８年度はハツ田小学校南棟の校舎長寿命化改良工事、猿渡小学校の屋内運動場床改修工事の予定）ただその全体計画が長期にわたるため年度ごとに計画の見直し等も生じることもあろうかと思います。

「財源ありき」とは承知しておりますが、小中学校１０校が日常の学校施設営繕を進めている中で、学校現場が何を必要としているのか、緊急性の営繕は何なのかを日頃のヒアリング等を密にして、限られた予算の中で施設管理に努めていただきたいと考えます。

児童生徒にとって学びやすい環境の提供こそ第一優先されるものと認識しています。

・長寿命化は必要なことなので実施については計画通りで良いと思います。評価メジャーとしては、予定されていた物がどのくらい実施されて、どれだけ次年度以降に繰り越されたのか、緊急で発生した修繕がどの程度だったのかを評価しなければ、予算通り使いましたでは評価にならないと思います。また、修繕コストが上がってきていると思いますので、それに伴う予算の追加が必要なのか、修繕を後回しにし続けるのかの判断する基準が必要かと思います。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

学校現場との密なヒアリングを通じて緊急度の高い営繕ニーズを的確に把握し、児童生徒の学びやすい環境の維持を最優先します。また、長期にわたる計画に対し国庫補助を有効活用しつつ、進捗状況や繰越状況の管理を徹底して事業の確実な遂行に努めます。さらに、修繕コストの高騰を踏まえ、柔軟な計画見直しを行い持続可能な施設管理に努めます。

001-002．学校情報機器管理事業（教育庶務課）
・知立市は、小中学校におけるいわゆる「１人１台端末」の整備完了を目指す GIGA スクール事業の第１期を乗り越えた上で、次なる第２期においてタブレット端末の更新・活用・定着を本格化させることに取り組んでいるなど、よく努力されていると思います。今後は、タブレット端末を「たまに使う道具」から「日常的な学習のパートナー」へとアップデートしていくことが強く求められていることから、乗り越えるべき多くの課題にしっかりと対処していく必要があると思います。
一方、他の自治体の中には、すべての授業において毎時間タブレット端末をフル活用するような先進的な学校がある一方で、授業におけるタブレット端末の利活用がごく一部に留まっている学校もあるなど、地域や学校による活用の度合いの二極化が深刻化している状況にあるとも聞いています。また、デジタル教材を自在に扱うことのできる教員がいる一方で、操作そのものに戸惑いを感じている教員も一定数いるなど、教員の ICT スキルの差が大きいことに加えて、そうした差異を改善するための継続的な研修体制そのものが追いついていないことなども、大きな課題となっていると聞いています。
知立市においても、引き続き計画的な ICT 機器更新を進めるとともに、ICT 支援員によるサポートや有用な教職員研修を継続的に実施するなど、ICT 活用に向けた環境整備に積極的に取り組んでいるところです。また、教員の ICT 機器の活用スキル向上のために、研修やサポート体制の整備に加えて、教員同士が活用方法を共有し合う機会を拡充させるなど、教員による ICT 機器の活用頻度を積極的に向上させることにも取り組んでいます。その結果、児童生徒の学習効果が高まるなどの成果は、高く評価されるものと思います。
国は、いわゆる「教育 DX ロードマップ」を通じて、教育現場の一層の教育 DX 化を図ることを目指しています。また、次期学習指導要領の改訂を見据えて、小学校におけるいわゆる「情報領域」の導入や、AI を活用した ICT 教育が今後本格化する見通しとのことです。さらに、クラウド型校務システムの導入や、成績管理・出欠管理・指導要録のデジタル化などといった、次世代校務 DX の導入に伴う教員の働き方改革についても、急ピッチで進めていくものと聞いています。今後は、いわゆる CBT 化に向けた対応にも適切に取り組んでいただくとともに、校務 DX やアクセス制御の強化などといった、校内インフラの整備にも引き続き努めていただくことを期待します。
・今日の学校現場において、ＩＣＴ機器、ネットワーク環境の整備は、教育の質の向上において不可欠となっています。本事業が着実に進められることを大いに期待します。
セキュリティ対策は様々な脅威にさらされる昨今の社会情勢からも十分な対策がなされることを強く願っています。
また、学校現場におけるＩＣＴ機器の活用等における教職員の意識向上の確認は、恒常的に実施されなければなりません。そして最も強化しなければならない視点として児童生徒の活用モラルの向上は、あらゆる機会を通して計画的に進められるものと期待しています。評価シート内にＩＣＴ支援員による成果、及び情報教育推進委員会の成果等も具体的に記載されていれば有難いと思います。
・まずは、令和５年度の００１－００２でも評価がされていましたが、令和４年度の活用頻度は週 3 回以上で指標設定していたものが、令和６～８年度は週１～２回以上に減っていることに対して評価制度側にも意識が低いと感じます。また、目標設定の低さにも問題

がありますが、低い目標であるにも拘わらず未達であるのに、十分であるとの評価にも呆れてしまいます。教育現場を基準でみるとなかなか変えられなくても仕方がないと言われるのだと思いますが、民間では 50 代 60 代の人が ICT を普通に活用しています。行政にやる気がないから、先生にも本気になってやる気が起きないと思います。週に１～２回も実施できていないのだとしたら、民間なら評価で D をつけると思います。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

令和８年度の ICT 教育研修では、ソフトウェアの共同編集を行う方法を学び、児童生徒の更なる協働的な学びに拡がると期待しております。引き続き、ICT 機器の活用スキル向上のために、ICT 支援員のサポートに加え、教職員向けの ICT 教育研修を実施し、ICT 機器の活用に対する教職員の意識向上に取り組んでまいります。

当市の授業におけるタブレットの活用は日常的になりつつあることから、今後の課題として、次期教科書改訂においてデジタルな形態を含む新たな教科書となることが想定されるため、「教員のタブレット活用頻度」から新たに「指導者（教師）用デジタル教科書の活用頻度」について指標設定させていただきました。

ご指摘にありますようにデジタル教科書の活用頻度は低く、教科や教職員のスキルの格差等によって偏りがあることが実情です。教員同士の情報共有、ICT 支援員による研修・サポート等を通して、児童生徒の指導方法の拡がりを実感することで、活用頻度の向上につなげ、学習効果を高めていけるよう引き続き取り組んでまいります。

また、児童生徒もタブレット利用が定着していることから、情報モラル教育からデジタル・シティズンシップ教育へ児童生徒の意識向上に取り組んでまいります。

次世代校務 DX につきましては、ロケーションフリーやデータの利活用・連携、情報管理体制等のクラウド上での校務実施を前提とした次世代校務 DX 環境整備について、文部科学省から方針を示されているところであります。文部科学省が示す方針を踏まえ、クラウド型校務支援システムの整備について検討してまいります。

002-003．学校給食センター施設整備事業（教育庶務課）
・学校の校舎と同様、多くの自治体が設置する学校給食センターは設計寿命を迎えつつあり、それらの更新が求められています。また、HACCP など最新の衛生基準への適合など、学校給食に係る今日的な課題にも向き合っていく必要があるものと聞いています。さらに、児童生徒数の急減に伴う将来の需要予測に応じることができる施設・設備の更新を適切に図るとともに、食物アレルギーを持つ児童生徒の増加に伴う日常的な除去食・代替食の提供などといった、給食の多様化にも適切に対応していくことが求められます。さらに、多くの自治体において課題のひとつとなっている調理員不足の問題にも対応できるよう、厨房設備のデジタル化や自動化にも今後取り組む必要があるものと聞いています。
知立市は、給食センターの設備・機器を計画的に更新しており、施工中であっても市内の小中学校の給食は絶対に止めないよう十分に配慮するなど、非常に丁寧な対応に努めています。また、直近では自動フライヤーを更新するなど、安全に調理作業に取り組めるようインフラの整備にも積極的に取り組んでおり、高く評価されます。今後も、引き続き衛生的で安全に給食が提供できるよう、必要な予算の確保にも着実に取り組んでもらうことを期待します。
・学校生活の中で学校給食が果たす役割は非常に大きく、センター施設内の不具合によって学校給食が円滑に行われないことがあってはならないものです。令和６年度７年度とそのような事例が皆無であったことは評価できます。
更新が先送りされている設備もあると記載されていますが、令和８年度予算が前年度に比べ大きく下回っており、財政面で苦慮されていることがうかがわれます。
児童生徒の口に入る給食は、衛生面、安全面が最優先されるものであり、施設管理維持に関わる予算の削減はあってはならないと考えます。・
・先送りしている設備があることについて、限られた予算の配分になるので、設備関係はどこもそうなることは理解できますし、そのような状況がある程度適性なのだと思います。

≪評価結果に対する所管課の対応≫
　取り組みについて高く評価していただき、大変励みになります。安定した給食の提供と安全な衛生環境を維持するため、施設設備や厨房機器の適切な更新に向け、引き続き予算の確保及び計画的な整備に取り組んでまいります。

003-004. 就学援助事業（学校教育課）

・経済的に支援を必要とする児童生徒のための就学支援事業は、子どもたちの教育の機会均等を守るための最重要なインフラであると考えています。そうした観点から、地域間で援助のばらつきがあり、結果として格差が生じうるようなことは決して許されるものではありません。こうした点について、知立市は、とても丁寧に対応されているものと感じます。

さらに、知立市では就学支援を申請した方々に対して、非常にきめ細やかに対応することを通じて、申請のあった全てのご家庭への支給がきちんと実施されていることも高く評価できます。就学支援事業は、「子育て世代の経済的負担を経験する大切な事業の一つである」との明確な認識のもと、市内の全小学校と連携しながら当該制度について着実に周知することも方針として明確に述べており、とても良いと感じます。

現在国は、就学支援を必要とする家庭が「制度を知らない」とか「手続きが難しくて諦める」などといった事態に陥らないよう、いわゆるプッシュ型通知の開発に取り組んでいると聞いています。こうした工夫により、自治体が保有する住民税や児童扶養手当のデータ等と連携して、支援対象となり得るご家庭に対して、携帯端末などを通じて自動的に申請を促したり、場合によっては申請なしでも支給できるような仕組みが整備されていく可能性があると聞いています。教育 DX 同様、最新の就学支援システムへのアップグレードも想定しながら、よりきめ細やかな支援体制の構築に向けて引き続き取り組んでいただくことを期待します。

・経済的理由により、就学が困難な児童生徒、及び家庭が存在してはなりません。申請を受けた家庭が対象であることからも学校、家庭、民生・児童委員等との連携を密にし、本事業のさらなる周知徹底がされることを望みます。

物価高である今日の社会情勢の中で、新入学児童生徒に対して入学前に支援されることは効果的でありますが、令和８年度事業費が前年度に比べ、大きく削減されている根拠を示していただければと思います。・

・経済的な理由による児童の学習環境を下げないことが目的であるのだから、周知して申請してもらうことを努力するのではなく、世帯の所得を把握しているのだから一律で支給するなり、個別に打診するなりの方法を目指すべきではないかと思います。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

学校及び関係機関とのより緊密な連携を図り、本事業の周知徹底を図ります。事業費削減根拠については、令和 8 年度より小学校就学児童に対する学校給食費の無償化が開始されたことが要因となっています。

認定基準の項目が複数あり、それぞれの家庭によって申請理由が異なり、一律支給が困難であり、世帯所得についても、税務担当課が管理しているため、申請を受けた世帯の所得状況を個別に調査する方法を実施しています。今後については、より効率的な方法を考えていく必要があると考えます。

003-005．コミュニティ・スクール推進事業（学校教育課）

・小中学校のコミュニティ・スクールは、学校・保護者・地域が一体となって学校運営に参画する上で有効な制度です。文部科学省も、コミュニティ・スクールについて「公立小中学校への全校設置」を目標に掲げており、全国の導入率は現状で９割近くに達しているとも聞いています。知立市においても、市内の全小中学校において学校運営協議会を設定するなど、着実に成果を上げていることは非常に高く評価できると思います。

そうした努力を重ねながら設置したせっかくのコミュニティ・スクールを、形だけのものとならないよう、不断の見直しを図りながら適切に運営していくことが求められます。また、コミュニティ・スクールの一層の質の向上にも取り組むことが必要だと思います。知立市は、PTA をはじめとする関係組織及び地域とのつながりが大きな強みになっていると感じます。そうした強みを最大限に生かしながら、それぞれのコミュニティ・スクールの特色を活かした取組の充実に向けて、試行錯誤しながら具体化していくことが、学校と地域にとってより良い成果に結びつくものと考えます。

さらに、コミュニティ・スクール及びいわゆる「地域学校協働活動」とを一体的に運用することによって、地域の課題やアイデアを速やかに具体的なアクションへとつなげていくことが期待されます。たとえば、部活動の地域移行などについても、コミュニティ・スクールが保有するネットワークを活用することによって、地域のスポーツクラブや指導者を学校が個別に探すことなく環境整備を図ることができるかもしれません。これらは、地域全体で子ども達の活動を支えるための有益な仕組みづくりへの応用につながるものだと思います。

次期学習指導要領の改訂も見据えて、学校だけで学習を完結させるのではなく、地域にいる様々な人達との連携による探究学習やキャリア教育を日常化していくことが求められています。知立市のコミュニティ・スクールについても、外部ネットワークへの窓口としての役割を、今後充実させていくことを期待しています。

・変化の激しい社会動向の中、教育課程の工夫、将来を見据えた教育活動を展開していく上でもＣＳ事業の果たす役割は多大であると考えられます。学校、家庭、地域が一体となり、地域の拠点としての学校づくりは、「地方創生」にもつながるものであります。

本市の小中学校１０校を３中学校区ごとに分けることにより、諸活動も機能的に展開され、特色ある取組が期待されます。そのためにもＣＳ事業を推進するにあたり、従前の各学校の学校評議員会とは異なる学校運営協議会の取組を基盤とし、３中学校区の推進状況の確認（特に成果確認）は必須となることでしょう。

ぜひ、ＣＳ事業の取組状況等の広報を強化していただき、学校、家庭、地域の連携体制を基盤した組織の運用、「地域と学校はパートナー」という具体的な活動が展開されることを願っています。

・法律で定めがあるので、その通りの実施が必要なのかと思いますが、７小学校区で協議会があれば、中学校区で必要なのかが疑問です。いろんな団体や活動が立ちいかなくなる中で、本当に必要なことに力を集中しなければ、期待される効果も生産性も高まらないと感じます。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

※コミュニティ・スクール＝学校運営協議会を設置した「学校」のことです

例として挙げていただいた部活動の地域展開は、関係する各学校顧問や指導員、生涯学習スポーツ課や中小体連、各競技の連盟や協会、関係する市町などと、密に連携を図りながら進めています。

「コミュニティ・スクールが保有するネットワーク」＝地域学校協働本部の活用により、地域のスポーツクラブや指導者を学校だけが個別に探すことなく、たくさんの手で探すことができ、環境整備を図りやすくなると思います。

ご指摘のとおり、地域全体で子ども達の活動を支えるための有益な仕組みづくりへの応用につながるものだと思います。

コミュニティ・スクールとしての成果や課題の確認は、年度末に実施するコミュニティ・スクール報告会や、校長会、教頭連絡会での情報交換を中心に実施し、市全体として課題を共有し、解決策を検討し、より大きな成果を上げられるように努めます。

中学校区にはコミュニティ・スクールの必要性はないというご指摘がありましたが、コミュニティ・スクールは「学校・家庭・地域」が連携してよりよい学校、よりよい地域づくりをめざすものです。

中学校は小学校とは異なる学校であり、異なる家庭の保護者と生徒がいて、異なる地域（学区の範囲）の方々がいますので、中学校にも学校運営協議会を置き、地域学校協働活動との一体的な推進をめざします。なお、委員については小学校と中学校で兼ねることもできます。

004-006. 社会教育事業（生涯学習スポーツ課）

・公民館は、生涯学習や社会教育の拠点として、地域住民を結びつける重要な文化的インフラであると考えます。知立市では、中央公民館を子どもや若者が互いに楽しく交流しながら過ごすことができる拠点「C-BASE」として位置づけるなど、公民館を有効に活用できるような施策に取り組んでいることについては高く評価されます。

一方、公民館を取り巻く課題についても、着目していく必要があると思います。いま多くの自治体において、日常的に公民館を利用する層は、高齢者に偏る傾向があるものと聞きます。子育て世代や働く現役世代を含めて、特に若者達の層にとって公民館へ気軽に立ち寄りにくい雰囲気があり、そうした層の方々のニーズに必ずしも合わないようなこと（例えば、講座の開催が平日の日中であるなどの運営）が課題となっている場合があるとも聞いています。

子ども達や若者達を取り巻く状況が一層多様化していることもあって、学校でも家庭でもない、安心して過ごすことのできる、いわゆる「サード・プレイス」が求められています。公民館の役割について周知を図るためには、継続的な広報活動に取り組むことが必要であり、今後も引き続き、市の HP や公式インスタグラムなどを積極的に活用するなどして、対象となる世代の方々に向けて必要な情報が届きやすい方策を検討していただくことを期待します。

・本事業の目的にもあるように利用者にとって魅力のある居場所である必要があります。今後、創意工夫されたイベント等の企画・開催を願っています。

ただ、無料の居場所スペース「Ｃ－ＢＡＳＥ」の市民の認識度はいかがなものでしょうか。空調設備も完備されている公共施設でもあり、無料で居心地のよい場所であれば、市民への広報次第で利用者も増えるものではないかと考えます。

・居場所の必要性は高まっていると思いますが、児童センターとの違いがわかりません。ハツ田小学区、猿渡小学区のための場所なのであれば、児童センターに併記する方が良いと思います。新たに児童センターを作るよりは、良いアイデアであると思います。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

「Ｃ－ＢＡＳＥ」は、これまで通常土日のみの部屋の解放でしたが、夏休み期間中は平日も開放することで利用者も少しずつ定着してきています。まだ利用実績自体は少ないですが、利用者アンケートにより利用者の満足度は高いことから、今後も利用者のご意見などを参考にして、設備や備品の充実を図っていきます。児童センターをはじめ子どもや若者の居場所となる施設が市内にもいくつかある中で、その中から利用者が自由に好きな場所を選択できるよう、居場所の選択肢の一つとして「Ｃ－ＢＡＳＥ」の存在を知っていただけるように、引き続きその方法などを検討して周知に努めていきます。

また、子どもや若者の皆さんを含め幅広い世代の方に公民館を気軽に利用できる身近な施設として認識いただけるよう、これまで公民館をあまり利用されてない世代の方が興味を持って参加いただけるような企画や平日夜間・土日の講座などを充実していきたいと思います。

004-007．公民館管理運営事業（生涯学習スポーツ課）
・中央公民館の「C-BASE」同様、生涯学習の充実を図る観点から、様々な世代の方々に公民館を活用してもらうための有効な仕掛けづくりが求められていると思います。
そうした中、知立市と連携協定を締結している明治安田生命による「健康マージャン大会」は、市民の皆さんのニーズによく合致するものです。特に、想定を超える多くの方々からの参加申込みがあったことは、非常に高く評価できると思います。高齢者にとっては、指先を使って脳を活性化させることで認知症や虚弱な状況に進むことの予防効果があることに加えて、多様な世代とのコミュニケーションを図る機会にもなるとともに、ひいては地域コミュニティの活性化にもつながることが期待されます。
一方、マージャンに触れたことがない方やルールを知らない方であっても、ゼロから楽しく学べるような初心者向けの体験教室などを随時開催するなど、きめ細やかな配慮が充実しており、とても良い対応をされていると感じました。
今後も引き続き、公民館が企画する多様な講座をきめ細やかに広報していただきたいと思います。また、市民の皆さんが楽しく気楽に集える拠点としての公民館を有効に活用できるよう、一層の工夫を図っていただくことを期待します。
・生涯学習の意味合いからも市民に人気のある講座は継続するとともに、他の講座（市民が求める講座）、の開催も願って止みません。講座参加者の増加を図る上で、市民のそれぞれの年代で興味関心のあるジャンル等の調査等を実施され、市民の意識傾向の把握も一助になるのではないでしょうか。
中央公民館、他の公民館の利用実績、各種講座への参加実績をまとめられ、活性化された講座の実現を計画的に進めていかれることを大いに期待しています。
・良い取り組みと成果だと思います。市内の居場所づくり団体でも健康マージャンは取り組まれているので、連携していけると良いと思います。

≪評価結果に対する所管課の対応≫
　町内公民館の運営は、市ではなく町内会の運営になるため、市として町内公民館での学習スペースの開放を行うことは難しい状況です。
　午後５時以降の学習スペースの開放については、利用者からの要望も多くいただいております。開放していきたい気持ちもあるのですが、５時以降は職員の人数も少なく目が届かない状況にあり、安全面も考慮した方がよいという意見もいただき、現在は中央公民館ロビーの開放のみとなっているのが実態です。夜間の開放についても今後進めていけるよう、運営方法を研究していきます。
　中央公民館の学習スペースについては広く周知が進んでいるように感じますが、知立文化広場の学習スペースの開放については、まだまだ積極的な周知活動が必要であるように感じています。

005-008. スポーツ振興事業（生涯学習スポーツ課）

・市民の皆さんが、生涯にわたって楽しくスポーツに取り組み続けることができる社会体育及び生涯スポーツのインフラを充実させることは、市民の健康増進や地域コミュニティの活性化に加えて、孤独や孤立の防止といった観点からもその重要性が高まっています。一方、仕事や家事が忙しかったり、気軽にスポーツに取り組める場が周囲になかったりするなど、現役世代の方々がスポーツに親しめる機会は必ずしも増えているわけではないとも聞きます。民間のスポーツクラブ等へのニーズが高まる一方で、月謝や用具代の負担などから、年少者や高齢者の方々が結果としてスポーツに携わることのできる機会が得られにくいなど、いわゆる「体験格差」の状況が生じているとも聞きます。そうした中、手軽に楽しく、しかもリーズナブルに取り組むことのできる公的施設での運動の機会は、今後ますます求められるものと考えます。

知立市が目指す最終目標を拝見しますと、「市民のスポーツ人口を増やし、第２次スポーツ推進計画の数値目標（週に１回以上スポーツを実施している人の割合が、計画期間である10 年の間に概ね 60.0%以上）の達成を目指す」など、具体的なゴールを目指して取り組んでいることが分かり高く評価できるものです。さらに知立市は、連携先のプロチームや企業チームとのコラボ企画を活用するなどして、市民の皆さんのスポーツに対する興味・関心を引き出すための、様々な創意工夫をされていることも評価できます。

今後は、学校部活動の地域移行も視野に入れるなどの具体的な対応や施策についても期待したいところです。引き続き PR 方法などを工夫していただきながら、より多くの市民の皆さんが、気軽に楽しくスポーツを体験できる機会を充実していただくことを期待しています。

・本事業の成果指標によると、スポーツ教室参加数はほぼ目標値に達していますが、各種イベント参加数は、目標値に大きく達していないと見受けられます。何が原因なのでしょうか。

本事業の目的が、市民のスポーツ人口増加であることからも市連携企業との新たなイベントの構築は、効果的であろうと考えられます。

本事業への参加者の声（スポーツは楽しい等）をあらゆる媒体を通して、市民へ届ける広報の強化とともに、各学校へのさらなる働きかけを行い、将来を担う小中高校生を通じて各家庭へのイベント参加等の啓発強化も必要と考えられます。

・スポーツ教室の参加者数は良いと思いますが、令和７年度の５%UP の目標で 0.1%UP であること、イベントが昨年対比で５割減に対する分析と評価がされていません。また、令和８年度の予算は増えているのに目標値が下がっている事に対し、改善する意欲が感じられません。（令和６年度の実績よりも低い）

≪評価結果に対する所管課の対応≫

[各種イベント参加者数]について、令和６年度から令和７年度にかけて実績数が大幅に減っている原因としては、複数のイベントが市直営または委託事業から離れたことで参加者数として算定されていないことや、市民運動会順延の影響があったものと考えます。令和８年度の目標数につきましても、現在の市直営・委託事業等を算定基準としたものに修正しています。

005-009. 市民体育館管理運営事業（生涯学習スポーツ課）

・市民体育館をはじめとする公共スポーツ施設の老朽化は、全国の自治体が直面する極めて深刻な問題であるといえます。老朽化した施設設備はいずれ更新する必要があることに加えて、雨漏りや配管トラブルなどの突発的な修繕費だけでなく、天井の耐震化対策など緊急性を伴う非構造部材の改修費用も含めて、財政負担の平準化が追いついていないなどの課題があると聞いています。学校校舎の長寿命化工事と同様に、市民の皆さんにとって安心・安全で利活用しやすい市民体育館であり続けるためにも、老朽化した施設・設備を適切に修繕し改修していくことが欠かせないものと思われます。

知立市では、市民体育館を安全に運営することを前提として、定期的なメンテナンスや計画的な補修工事に取り組むなど必要な対応に取り組んでいただいています。本年度は、アリーナ西側トイレの洋式化工事に取り組むなど、市立体育館の快適性や利便性の向上にも努めていることも高く評価されます。今後も引き続き利用者である市民の皆さんのニーズを的確にとらえながら、安全性等を踏まえた対応に取り組んでいただくことを期待しています。

・アリーナの空調施設の設置、照明のＬＥＤ化改修、非常放送設備の更新、トイレの洋式化等、滞りなく進められていると推察されます。

施設環境の不備により、利用者や来場者等に不利益があってはならないことであり、安全性が担保された施設こそがスポーツ振興には必須であろうと考えます。

施設の老朽化は避けられない課題とは承知していますが、限られた財源の中で、施設を管理・維持していくためにも緊急性を伴う改修等はもちろんのこと、日常的なメンテナンス及び恒常的なヒアリングこそが最重要視されるものと考えます。

•指標の設定が毎年 1000 人の利用者増となっていて、8400 人も減っていることに対し、評価がおおむね達成していて A であることは、事業の根本がズレていると思われます。利用者を増やすための事業活動がないのに対し、1000 人増えることを期待するのはおかしいのではないでしょうか。指標の設定は設備不良による利用中止日数０なのではないでしょうか。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

成果指標の設定については、[設備不良による利用者減の防止]と[毎年 1000 人の利用者増]としてありますが、ご指摘のとおり現在の目標・実績数値からはそれぞれの成果を判断することが難しいため、次回からの指標を「設備不良による利用中止日数」に絞ることを検討します。

006-010. 資料館管理運営事業（文化課）

・歴史民俗資料館は、地域の歴史や伝統に加えて、地域で暮らして見えた先人の方々が利用されていた生活道具などのいわゆる「地域の記憶」を後世に伝えるための、重要な文化的拠点であるといえます。地域への愛着や理解を深めるためにも、市民の皆さんが親しみをもって継続的に資料館を利活用してもらえるような工夫に取り組む必要があるものと感じます。

知立市の歴史民俗資料館については、「来館者が知立市の歴史・文化財に親しみを持ち、理解を深める契機としてジオラマが活用されるよう、周知すること」を目標として、特に開館以来これまで一度もリニューアルされていなかったジオラマの刷新に取り組むとともに、最新の研究成果を反映したコンテンツへのアップグレードを図ることに加えて、プロジェクション・マッピングを取り入れた最新の視覚教材を整備するなど、積極的なアップグレードに取り組んでいることは非常に高く評価されると思います。

今後は、常設展の充実を一層図るとともに、市民の皆さんの興味・関心を引き出すような特色ある企画展をアピールするなど、さらなる魅力化に取り組んでいただくことを期待しています。

・来場者数が 21,465(R5)→20,059(R6)→ 27,291(R7)と実績報告されていますが、確かにジオラマ効果と言えると推察されます。（来場者の年代別の内訳は承知していませんが）

本市の歴史民俗資料館は、企画展、特別展とも季節に応じた展示がなされていると認識していますが、次代を担う小中高生にジオラマの活用について、各学校へのさらなる協力要請を図っていただければと思います。

本市は、歴史的にも貴重な地域であり、収蔵資料の適切な保管、及び新たな資料の発掘等も地道に進められ、後世に残し繋いでいく使命があると考えます。

・文化財の保護は費用がかかることではあるが、予算の使途が見えにくいと感じます。資料館の維持のための 3000 万の予算は理解できるが、利用者促進のための企画に 3000 万円の予算は過剰だと感じます。維持費用が入っているのであれば、事業内容と合わないので分けるべきだと考えます。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

市民の皆様が親しみをもって利活用いただけるよう、企画展や常設展の充実等に取り組んでいきたいと考えています。

ジオラマの活用について、各学校への周知に努めます。資料館管理運営事業の全体事業費は、人件費を含めて 3000 万円余ですが、施設管理など各種委託業務など維持管理費を含んでいます。運営費と維持管理費を分けることについては今後の課題とさせていただきます。

006-011．文化活動推進事業（文化課）

・「秋の山車文楽上演」や「小中学生百人一首大会」は、江戸時代から続く知立市が誇る伝統芸能の継承と、子ども達の豊かな文化育成を目指すものであり、非常にユニークな文化事業と位置付けられているものと聞いています。特に、山車文楽は、全国でも珍しいスタイルで上演する取組であり、地域を象徴する文化遺産であるといえます。さらに、百人一首大会についても、百人一首を題材とするコミックの影響もあって市民からの大きな関心を集めるなど、小中学生にとっても親しみやすいイベントになっているものと感じます。

一方、山車文楽については、担当する文化協会の方々の高齢化に伴い、担い手不足が指摘されるなど、今後は組織力の強化を図りながら必要な人材の確保に向けて継続的に取り組んでいく必要があるものと思います。また、百人一首大会についても、参加条件の緩和等の工夫を重ねながら、対象児童生徒の参加を一層促すとともに、市民の皆さんの関心を引き出すような工夫を、継続的に重ねていく必要があるものと思われます。

また、知立市が誇る地域の伝統行事が、小中学校の教育の中に深く溶け込むような工夫を重ねるとともに、山車文楽と百人一首に共通するリアルな身体性を備える文化性を活かして、より幅広い世代の市民の方々が一層親しめるような、知立市ならではの魅力的なカルチャーへとアップデートできるよう、引き続き取り組んでいただくことを期待します。

・ここ数年「高齢化による担い手不足」が当面の課題として挙げられています。本市のみならず、文化の継承は現代社会の大きな課題と言えることでしょう。若手育成に向け長期的な展望に立ち、他の自治体の成功事例を手がかりにすることも一つの方法ではないでしょうか。

本市において、文化事業への参加者数が目標値を上回る傾向にあることは、何が効果的であったのかを分析することも必要と考えられます。

また、文化の伝承における文化協会や文化団体への支援を持続可能なものにしていくことは必須であることに間違いありません。

・小中学生向けの文化芸術に触れる趣旨であれば、百人一首に固定せずにいろんな時代の文化的な遊びを取り入れても良いのではないかと思います。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

　知立市ならではの魅力的なカルチャーへとアップデートできるように引き続き取り組んでいきたいと考えています。

　高齢化による文化の担い手不足の問題は、当市だけではなく全国的な課題であり、他の自治体の成功事例も参考にしながら検討していきたいと考えます。今後も後継者育成に向け、教室などを開催し課題解消に努めます。

　小中学生百人一首大会は、関係者の協力をいただきながらこれまで続けてきました。若い世代が文化に触れる機会の充実は重要な課題であり、百人一首に固定せず、各種団体と協力しながら、小中高等学校への連携の強化を図っていくように努めます。

006-012．図書館管理運営事業（文化課）

・市民の皆さんにとってのリアルな文化拠点である図書館は、地域における図書へのアクセス格差を埋め合わせる文化施設として、これからも引き続きその役割が期待されるものです。小中学校の児童生徒へタブレット端末が配備されたことによって、デジタルコンテンツへのアクセスが一層容易になっている状況の中、特に電子図書館の機能と機会の拡充は、図書館の利活用の推進図る観点からも、今後大きな成果が上がることを期待します。
また、従来の紙の書籍を活用した読書に親しむ文化についても引き続き醸成することを前提として、小中学生がタブレット端末を活用して電子図書館にさらにアクセスしやすくするなど、学校と図書館との連携を一層充実させることも大切です。図書館が、知立市のすべての子ども達にとっての「学びのインフラ」として明確に位置付けられることを今後期待しています。そのためにも、評価の中で指摘されているとおり、電子図書館の認知度を一層高めるための工夫とともに、利用しやすいコンテンツの整備が求められると思います。
電子図書館の利用者数と貸出数の減少が課題であるとのことですので、PR や啓発に引き続き取り組んでいただくことを期待します。

・図書館利用者数及び貸出数が増加していることは、よい傾向と捉えています。スマホやタブレット等の端末が必需品となっている今日、電子書籍の閲覧が可能であるツールも読書離れを防ぐ重要なツールであることに間違いありません。
今後、紙書籍と電子書籍のバランスについては、読者（利用者）が選択するものであるから、トータルで利用者が増加できればよいと考えます。そのためにも、学校教育における読書活動推進に向けた各学校との連携（小中学生ＩＤ一斉付与済なので）が重要と考えます。また、蔵書の紹介のみならず「すすめたい一冊の本」のような紹介、および「読み聞かせ活動」の実績紹介等もあらゆる機会を通して行っていただければと思います。

・電子図書館が導入初年度が高い利用率だったことは、最初は市民の関心が高くなるからなので、仕方ないと思います。課題解決のための改革計画に書かれている内容をぜひ達成して欲しいと思います。

≪評価結果に対する所管課の対応≫

電子図書館の認知度を高めるための PR や啓発活動に取り組むとともに、取扱のある電子書籍に限りがあり難しい部分もありますが、学校での調べものなどに活用できる電子書籍を取り揃えや、お薦めの電子書籍をわかりやすく紹介するなど、利用しやすい電子図書館となるように、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

児童生徒の読書活動を推進するため、学校との連携の強化を図っていくように努めます。

ボランティアや保育園・学校等と連携しながら、従来の紙の書籍を活用した「読み聞かせ活動」など、読書に親しむ機会を拡充できるように取り組みたいと考えています。

図書館の取組や活動実績の紹介を、様々な機会を通して行っていきたいと考えています。

6　参考資料（事務事業評価シート様式）

PLAN	No.		―		事務事業名			公的関与		シート作成日	令和　8年　月　日
	課名			係名		主務課長名				シート作成者名	
	事業区分	○ 1 ソフト事業	○ 3 経常的事務事業	○ 5 補助金・負担金・支援		事業運営方法	□ 1 直営	□ 3 全部委託			
		◉ 2 ハード事業	○ 4 施設の維持管理	○ 6 内部管理事務・その他			□ 2 一部委託	□ 4 補助等			
	総合計画	基本方針			実施計画	事業の開始・終了					
					○ 1 該当	平成　年度 ～ 令和　年度	□ 期間設定なし				
		主要な施策			◉ 2 非該当	根拠法令等					
	事業の対象・目的	対象（誰を、何を）									
		目的（どういう状態にしたいのか）	最終的								
			今年度								
	事業の活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。（主なもの5つまで）									
		①									
		②									
		③									
		④									
		⑤									

成果指標（事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標）	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	最終目標
				目標				
				実績				
				目標				
				実績				
				目標				
				実績				

DO	予算費目	会　計		款名		費	

		令和 6 年度決算	令和 7 年度予算	令和 8 年度計画	備考
直接事業費	国・県支出金	0 千円	0 千円	0 千円	
	地方債	0 千円	0 千円	0 千円	
	その他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源	0 千円	0 千円	0 千円	
	計（A）	**0** 千円	**0** 千円	**0** 千円	
人件費（B）	正職員工数・経費	人 **0** 千円	人 **0** 千円	人 **0** 千円	
	臨時職員工数・経費	人 **0** 千円	人 **0** 千円	人 **0** 千円	
全体事業費（A＋B）		**0** 千円	**0** 千円	**0** 千円	

CHECK

	チェック項目	一次評価		一次評価の説明	二次評価	
必要性	1．市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は少ない。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
	2．厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性がない。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
	3．住民満足度の向上のために、現在の手段、方法等の改善の余地がある。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
	4．住民ニーズの低下がみられる。または、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
有効性	1．施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
	2．事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
	3．市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
	4．事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
達成度	1．目標設定に対して進捗状況が劣っている。	○ 目標に比べて劣っている			○ 目標に比べて劣っている	
	2．目標設定に対して成果があまり上がっていない。	○ あまり上がっていない			○ あまり上がっていない	
	3．目標設定に対して概ね目標を達成している。	○ 概ね達成している			○ 概ね達成している	
	4．目標設定に対して十分に目標を達成している。	◉ 十分達成している			◉ 十分達成している	
効率性	1．効果に比べてコストが高い。	○ 高い	◉ 適当		○ 高い	◉ 適当
	2．他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
	3．予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ
	4．電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	○ はい	◉ いいえ		○ はい	◉ いいえ

ACTION

	一次評価					二次評価				
評価点	必要性	有効性	達成度	効率性	総合評価	必要性	有効性	達成度	効率性	総合評価
	4	4	4	4	A	4	4	4	4	A
今後の方向性	◉ 拡大・充実	○ 現状維持	○ 方法改善	○ 民間委託等		◉ 拡大・充実	○ 現状維持	○ 方法改善	○ 民間委託等	
	○ 縮小	○ 統合/終期設定	○ 廃止/休止			○ 縮小	○ 統合/終期設定	○ 廃止/休止		
当面の課題						二次評価での指摘事項（課長の総括意見）				
課題解決のための改革計画										
過去の評価からの改善点						備考				